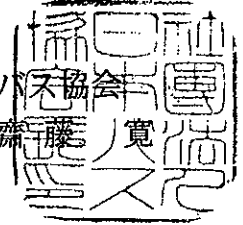


日バス協技 第104号

平成20年4月16日

社団法人 全国旅行業協会  
会長 二階俊博 殿

社団法人 日本バス協会  
会長 齋藤 寛 殿



改正道路交通法（平成19年6月公布）の被害軽減措置の施行に伴うご協力方お願いについて

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成20年6月1日施行予定となっている標記について、当協会は、下記のとおり対応することとしましたのでご連絡申し上げます。

なお、本規制に対応するためには、貴台はじめ関係各位のご協力が不可欠であると考えております。誠に勝手ながら、諸事情ご賢察のうえ特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### I シートベルト着用に係る規制の要点

#### 1. 今回の改正点

交通事故発生時における乗員の被害軽減を図るため、シートベルトの着用義務（一般路線バスを除く。）が、後部座席の乗員まで義務化され、高速道路走行中に違反が確認された場合には、運転者に対し行政処分（反則点数1点）が課せられることとなりました。

#### 2. 適用されない座席等

道路運送車両の保安基準で装備義務が課されていない、折り畳み式の補助席・折り畳み式のガイド席・非常口付近の座席に着席する者や洗面所（トイレ）等を利用するため、カラオケや飲食の準備、旅行物品の配布等のため等、必要に迫られて席を離れる者については、適用されません。

## II. 日本バス協会の対応

上記の状況等を踏まえ、会員事業者は次の事項を徹底し、シートベルト着用を推進して参ります。

### 1. お客様に対する要請

- (1) 出発時や高速道路進入時等の機会をとらえ、適宜「車内アナウンス」により、シートベルト着用を促す。
- (2) 車内の乗客から見易い位置（例えば、団体名札差しの裏面等）にステッカーを貼付するまたはその他の方法で視覚に訴え、シートベルト着用を促す。

### 2. 装備状態の点検

- (1) 運行前の点検時には、乗客がスムーズに着用できるよう、シートベルト装備状況の点検を行う。

### 3. 乗務員等への対応

- (1) ガイド等による、車内での立ったままでの業務を行うにあたっては、乗客の理解を求め、その所要時間の短縮を図る等して、可能な限りシートベルト着用状態を確保できるよう努める。

## III. 旅行業界の皆様へのお願い

前述のとおり、バス業界は、シートベルト着用方推進に積極的に取り組んで参りますが、本規制に円滑に対応できますよう、

1. ツアーの募集パンフレット等に「バス乗車中は、シートベルトを着用する。」旨の文言を付加する等による啓蒙活動。
2. 乗務員が可能な限りシートベルト着用状態を確保できるよう、車内サービスの所要時間短縮等。

につきまして、特段のご理解・ご協力を賜りますよう貴協会会員事業者に対し周知徹底方お願い申し上げます。